資料：２

墨田区障害施策の会議体の関係図

墨田区障害者施策推進協議会（条例設置）

委員：22名

協議事項
⑴　墨田区障害者行動計画に基づく障害施策
⑵　墨田区障害者行動計画の策定
⑶　墨田区障害者行動計画及び墨田区障害児福祉計画の策定及び変更
⑷　その他区長が必要と認める事項

連携

意見聴取　　助言

墨田区地域福祉計画推進本部（要綱設置）

構成員：本部長（区長）、副本部長（副区長）、
　　本部員（教育長及び部長の職にあるもの）

審議事項
⑴　墨田区地域福祉計画及び福祉分野の個別計画に基づく施策の総合調整及び推進
⑵　墨田区重層的支援体制整備事業実施計画に基づく施策の総合調整及び推進
⑶　本部長が必要と認めるもの

連携

一部構成メンバー

令和6年度改正　地域課題を協議する場として運営

墨田区地域自立支援協議会　条例設置

委員：２５人以内

協議事項
⑴　関係機関等による相互の連絡及び連携
⑵　地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報共有
⑶　地域の実情に応じた支援体制の整備に係る協議
⑷　その他区長が必要と認める事項

根拠法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３第1項

連携

墨田区障害者差別解消支援地域協議会

（要綱設置）

根拠法令：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第17条

委員
⑴障害者団体関係者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育関係者、商工関係者等　⑵墨田区職員

任期　令和９年３月３１日まで（２年間）

協議事項
⑴障害者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携等
⑵障害特性及び障害者への理解を促進するための普及啓発・研修等
⑶障害者差別解消法に係る取組
⑷障害者の差別解消及び権利擁護
⑸その他会長が必要と認める事項

～～～～～専門的な協議を行うため、協議会に専門部会を置くことができる～～～～～

報告

精神部会

これまで精神障害者支援については、「墨田区障害福祉計画」及び「すみだ健康づくり総合計画」に基づく精神障害者施策を推進するため、各関係機関と情報共有及び課題解決を図ってきたが、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」において、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置が必須となっていることから、墨田区附属機関の設置に関する条例（平成２５年墨田区条例第５号）により設置した「墨田区地域自立支援協議会」のもとに専門部会として、「精神部会」を令和６年度に引き続き設置し、精神障害者特有の課題解決に向けた意見をまとめ、本協議会に報告をする。

１　選出委員区分
医療（５名程度）　障害者等の家族会（１名程度）
サービス事業所（５名程度）　相談支援事業所（１名程度）
指定一般・相談支援事業所（４名程度）
地域移行支援事業広域アドバイザー（２名程度）
行政（５名程度）
２　任期
　令和９年３月３１日まで（３年間）
３　令和7年度の主な内容（予定）
第1回（７月１１日開催予定）
・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の課題について
・地域移行支援（医療機関と地域の関係機関の連携について）
第2回（１月～2月開催予定）
・地域活動支援センターⅠ型について
・自立生活体験事業について　・事例検討

地域生活支援拠点部会

昨年度に引き続き、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会の場、専門的人材の確保・養成）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、必要な機能を検証し本協議会に報告をする。

１　選出委員区分
障害者団体等（２名程度）
障害福祉サービス事業所（４名程度）
相談支援事業所（３名程度）
行政（３名程度）
２　任期
　令和８年３月３１日まで（２年間）
３　令和７年度の主な内容
・地域生活支援拠点等の面的整備について
・登録制度について

墨田区医療的ケア児に関する協議会

（要綱なし起案）

区の医療的ケア児への対応等について、「医療的ケア児に関する庁内連携会議」において検討した内容に対し、関係機関等からの御意見を聴取するため、「墨田区医療的ケア児に関する協議会」を設置

委員
医師２名、歯科医２名、障害児通所支援施設看護師等２名
医療的ケア児コーディネーター２名、行政職員６名

取り組み方針等

医療的ケア児に関する庁内連携会議